

東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金実施要綱

制定 令和4年11月28日付4福保医政第1594号
一部改正 令和5年7月12日付5保医医政第113号
一部改正 令和6年10月8日付6保医医政第1097号

(目的)

第1条 食材料費や光熱費の高騰の影響を受けている都内医療機関等の経営基盤を包括的に支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

(事業内容)

第3条 都内に開設している以下の医療機関等に対し、物価高騰に対応するための支援金を交付する。ただし、都が開設している病院及び診療所を除く。

- 1 病院、有床診療所、無床診療所及び歯科診療所（健康保険法第63条第3項第1号に定める保険医療機関に限る。）
- 2 有床助産所及び無床助産所（医療法第2条第1項に定める助産所に限る。）
- 3 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所又は償還払による保険診療を行っている施術所に限る。）
- 4 歯科技工所（歯科技工士法第21条第1項の規定に基づき開設届出のなされた歯科技工所に限る。）

(その他)

第4条 本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月8日から施行する。